

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	図書館情報システムのセキュリティ向上のためのデータ項目追加について
----	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 中央図書館 _____ 課）
担当係 奉仕係 担当者 石成 内線（6271）

事業の概要

事業名	図書館情報システムの業務実施権限の設定
担当課	中央図書館
目的	セキュリティの向上
対象者	区職員、新宿区図書館奉仕員、実習生、臨時職員
事業内容	<p><u>図書館情報システムに登録されている個人情報の保護に関して、セキュリティを向上させるため、次の対策を講じる。</u></p> <p>1 <u>図書館情報システムの業務実施権限を個人ごとに設定することにより、不当な個人情報の閲覧及び情報漏えい等を防止する。</u></p> <p>2 <u>個人ごとに交付されるパスワードによる運用により、第三者(他の業務担当者等)による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。</u></p>

件名 図書館情報システムのセキュリティ向上のためのデータ項目追加について

保有課 (担当課)	中央図書館
登録業務の名称	利用者登録(個人)、利用者登録(団体)、図書資料等の貸出、視聴覚資料等の貸出
記録される情報項目 (だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 区職員、新宿区図書館奉仕員、実習生、臨時職員</p> <p>2 記録項目 氏名、所属、性別、パスワード、ID、登録日、抹消日、業務実施権限</p> <p>3 記録するコンピュータ 図書館情報システム</p>
新規開発・追加・変更の理由	<p>現在、図書館情報システムは区職員及び新宿区図書館奉仕員が専用に利用している。実習生については、誓約書を徴収のうえで職員常時立会いのもと研修利用している。今後は、臨時職員のシステム利用を可能にするため、システムの業務実施権限を個人ごとに設定する。</p> <p>また、図書館情報システムの業務実施権限を個人ごとに設定することにより、不当な個人情報の閲覧及び情報漏えい等を防止しセキュリティを向上させる。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<p>図書館情報システムに業務実施権限の項目を追加する。</p> <p>1 区職員(中央図書館長、係長級(地区館除く)、システム担当)・・・全業務</p> <p>2 区職員(上記以外)、新宿区図書館奉仕員……………全業務(コード変更を除く)</p> <p>3 実習生……………カウンター業務(個人情報進入不可)</p> <p>4 臨時職員……………カウンター業務(一部制限)、担当業務</p>
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーの遵守。契約時に別紙「特記事項」を付す。
新規開発・追加・変更の時期	平成19年7月着手、平成20年1月4日稼働予定

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。